

うさぎの介護用品店
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
運営規程

(事業の目的)

- 第一条 うさぎの介護用品店が開設する事業所（以下「事業所」）が行う特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員」）が要介護状態又は要支援状態に
- 第二条 ある高齢者に対し、適切な福祉用具（法第八条の二第十三項により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第二条 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具・特定介護予防福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 うさぎの介護用品店
 - 二 所在地 山口県宇部市東新川町 6 番 44 号 コーポ高丸 101 号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 福祉用具専門員 1 名
管理者は、事業者の従業者管理者管理を一元的に行うとともに、自らも特定介護予防福祉用具販売事業の提供に当たるものとする。
 - 二 専門相談員等 福祉用具専門相談員 5 名（管理者 1 名兼務）
(常勤職員 3 名) (非常勤職員 2 名)
専門相談員等は、特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の作成・変更等を行う。また、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第五条 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。(ただし、国民の祝日・8月14日より16日まで、12月30日より1月3日まで休みとする。
- 二 営業時間 午前8時30分から17時30分までとする。

(特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供方法)

第六条 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供方法は、次とおりです。

- 一 特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)の提供に当たっては、利用の心身の状況等を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、機能、使用方法、販売費用等に関する情報を提供し、販売に係る同意を得るものとする。
- 二 特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)の提供に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状況に関し、点検を行う。
- 三 特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行い、使用方法、留意事項、故障などの対応を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで必要に応じて、使用方法の指導を行う。
- 四 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合、販売に必要な理由が記載されるように必要な措置を講じる。
- 五 介護予防サービス計画が作成されていない場合は、施工規則第九十条第一項第三号に規定する特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具)購入費の支給の申請に係る特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

(サービスの提供の記録)

第七条 特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により提供する。

(取り扱う種目)

第八条 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の取り扱う種目は、次のとおりとする。

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部分、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

(料金など)

第九条 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の料金は、次のとおりとする。

別添の目録で定める株式会社日本ケアサプライ「グリーンケアオンラインショップ」、アロン化成株式会社「安寿」、株式会社ウェルファン「福祉用具便利帖」とする。

当該指定福祉用具販売が法定代理人受領サービスであるときは、介護負担割合に応じた額とする。通常の事業実施地域外の地域で行う、指定特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）に要した交通費並びに搬入費を必要とする場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対し事前に文書で説明し、同意を得て、文書に記名捺印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第十条 通常の実施地域は、以下のとおりとする。

宇部市	美祢市	下関市（蓋井島等の離島を除く）
山陽小野田市	山口市	防府市（野島を除く）

(事故発生時の対応)

第十一条 専門相談員は、事業の提供により、事故が発生した時は、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずると共に、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業所等に報告を行うものとする。

二 事業所は事故の状況や事故に察して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発予防を防ぐための対策を講ずるものとする。なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(秘密保持)

第十二条 事業所及びその事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

三 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、

利用者又はその家族の同意を文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第十三条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情相談窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業員全員で検討会議を行い、必ず具体的な対策を行う。また、苦情記録、その他を台帳に保管し、再発を防ぐ。

(その他の運営についての留意事項)

第十四条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- 一 事業所は、専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修（採用後 3 か月以内）
 - ② 継続研修（年 1 回）
- 二 事業所は、特定福祉用具販売及び、特定介護予防福祉用具販売に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 三 従業員に身分を証明する書類を携帯させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを掲示するものとする。
- 四 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第十五条 虐待防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 四 全三号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。
2. 前項第一号に規定する委員会は、テレビ装置等を活用して行うことができるものとする。

附則

この規定は、平成 25 年 12 月 1 日から施行。

平成 27 年 7 月 1 日改訂

平成 27 年 8 月 1 日改訂

平成 27 年 12 月 28 日改訂

平成 30 年 10 月 1 日改訂

令和 4 年 4 月 1 日改訂

令和 5 年 4 月 1 日改訂

令和 6 年 2 月 1 日改訂

平成 28 年 11 月 1 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 8 月 1 日改訂

令和 6 年 6 月 1 日改訂

令和 6 年 6 月 7 日改訂

令和 8 年 5 月 1 日改訂